

第24回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後2時30分～3時15分

2 開催場所 洋野町大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (13人)

1番 間澤智子	2番 太内田栄二	3番 源田竹志
4番 林郷ケイ子	5番 長根山裕也	6番 坂本幸治
7番 舘野栄子	8番 川崎和志	9番 大粒来清美男
10番 軒保	13番 馬場賢一	14番 塩倉健一
15番 高城健一		

4 欠席委員 (2人)

11番 北村卓也 12番 下田博美

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (12人)

上小路鉄也	浜道智	高谷直樹	安藤健吉
坂澤勉	山道慶蔵	金澤百年	柏木淑子
川原由次郎	林郷永吉	下権谷由雄	下谷地信子

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第5 議案第3号 農用地利用配分計画案に意見を求めることについて

第6 議案第4号 洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する訓令について

第7 議案第5号 洋野町農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて

第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有者適格法人報告書の要件確認について

第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 麥澤光英

補佐兼係長 大下敦子

副主幹 槻木澤拓也

専門員 中里利則

8 会議の概要

- ◇議長（会長） ただ今から、第24回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め13人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- ◇議長（会長） 日程第1 議事録署名委員の指名についてであります。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番 長根山委員、6番 坂本委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認め、5番 長根山委員、6番 坂本委員の両人を指名します。

◎会期の決定

- ◇議長（会長） 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとするに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
◇議長（会長） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ◇議長（会長） それでは、さっそく議事に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から3番を一括上程いたします。詳細について事務局の説明を求めます。
◇事務局（事務局長） 議長。
◇議長（会長） 局長。
◇事務局（事務局長） 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇〇番〇、地目 畑 1,893 m²、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇 〇〇番〇、地目 田 1,195 m²、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇〇 〇〇番〇、地目現況 田 3,256 m²、合計3筆6,344 m²であります。
権利区分は売買で、譲受人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、〇〇〇〇氏 経営面積は、自作地 田6,165 m²であり、農業従事者は4人です。譲渡人の住所氏名は、〇〇〇市〇〇〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇氏、経営面積は自作地、田11,614 m²、畑 11,840 m²で、買受し耕作地を拡大しようとするものであります。
お手元の総会提出資料は、1ページから6ページになります。1ページは案内図、現況写真であり、上から③字〇〇〇 〇〇番〇は〇〇側から、①字〇〇 〇〇番〇は〇〇側から、②字〇〇 〇〇番〇は〇側からそれぞれ撮影したものであります。2ページから4ページは申請地に係る公図であり、5ページ6ページは、許可申請に係る調査書で、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当

の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年6月17日に〇〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書2ページ番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇〇番 地目 田 3,653 m²で、権利区分は使用貸借、借受人の住所氏名は、〇〇市〇〇町〇〇〇第〇地割〇〇番地〇〇、〇〇 〇 氏、経営面積は0 m²ですが今回の借入許可に係る面積は3,653 m²であることから、農地の取得要件を満たすことになります。また、農業従事者は1人です。

貸付人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇地割 〇〇番地〇、〇 〇 〇 〇 氏 経営面積は自作地 田 7,326 m²、畑 15,690 m²、計 23,016 m²であります。

申請事由は農地を借り受け耕作しようとするものであります。
お手元の総会提出資料 7ページから10ページをご覧ください。

7ページは 当該申請地に係る案内図及び現況写真で、写真は〇〇側から撮影したものであります。8ページは公図、9ページ10ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年6月17日に〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

議案書に戻りまして番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇〇番 地目 畑 418 m²、権利区分は贈与で、譲受人の住所氏名は、〇〇市〇〇〇〇〇〇第〇地割〇〇番地〇〇、〇〇 〇 氏、経営面積は、番号2番の使用貸借の許可において農地の取得要件を満たすことになります。農業従事者は1人となっております。

譲渡人の住所氏名は、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、〇 〇 〇 〇 氏 経営面積は自作地 田 4,801 m²、畑 12,487 m²計 17,288 m²で、申請事由は贈与を受け耕作しようとするものであります。
お手元の総会提出資料 11ページから14ページをご覧ください。

11ページは 当該申請地に係る案内図及び現況写真で、写真は〇側から撮影したものであります。12ページは公図、13ページ14ページは許可申請に係る調査書であり、6の農地法第3条第2項及び第3項の該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可しても問題がないものと判断しているものであります。

なお、当該土地への現地調査は、令和2年6月17日に 〇委員、〇〇推進委員で行っているものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひ致します。

◇議長（会長） ただ今事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から現地調査を行った結果についてご報告願ひします。

番号1番について、〇〇推進委員お願ひ致します。

◇〇〇推進委員 番号1番の申請地について、6月17日、〇〇農業委員と共に現地調査を行った結果を報告します。

この申請地は、譲渡人が耕作できないため、数年前から譲受人や近くの農家に貸していたものを売買により所有権移転するものです。

現地は作付けや草刈りをして適正に管理されており、今後も譲受人が継続して農地として管理するというのでしたため、許可しても問題ないと思ひます。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

次に番号2番3番について、〇〇推進委員お願ひします。

◇○○推進委員 番号2番及び3番の申請について、○農業委員と共に6月17日に現地調査を行った結果について報告いたします。

番号2番の申請は、これまでも借人が管理してきたもので、今後も、継続して耕作するため、申請を行ったものです。

なお、現地は水田利用されており適切に管理されておりました。

今後も継続して耕作していくということでしたので、許可しても問題ないと思います。

番号3番の申請は、友人から贈与により所有権移転しようとするものですが、申請地は、これまでも譲受人が草刈り等で管理してきたもので、申請を行ったものです。

今後は、デントコーンを作付けして利用する予定であることから、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

◇議長（会長） ありがとうございます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から3番を申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、利用権設定番号1番から5番を一括上程いたします。

なお、本議案は、○○推進委員の利用権設定案件を含んでおりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、退室いただき上程、説明、討論及び採決を行うことと致します。○○推進委員退室願います。

（○○推進委員 午後2時48分退室）

それでは、詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書3ページをお開き願います。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の審査決定を洋野町長より求められ審議をお願いするものであります。

4ページをお開き下さい。議案書5ページから12ページにおける農用地利用集積計画総括表でありますので、本表番号順に総会提出資料の位置図及び配置図でご説明いたします。

総会提出資料16ページをお願いします。利用権設定番号1番から5番までの利用集積計画位置図であります。

資料 17 ページ番号 1 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 理事長 〇 〇 〇 〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号、利用権を設定する者の氏名住所は、亡 〇 〇 〇 〇 相続人代表 〇 〇 〇 〇 氏 洋野町〇〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番、〇〇番、〇〇番〇、〇〇番〇、洋野町〇〇字〇〇 〇〇番、〇〇番、合計 11 筆 69,431 m²で 利用権の種類は使用貸借、内容は普通畑及び水田で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年であります。

次に 18 ページ番号 3 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇〇 理事長 〇 〇 〇 〇 氏であり、利用権を設定する者の氏名住所は、〇 〇 〇 〇 氏 〇〇市〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番〇〇 1 筆 3,717 m²で、利用権の種類は使用貸借、内容は普通畑で、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年であります。

次に 19 ページ番号 3 番、利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇 〇〇氏、〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、利用権を設定する者の氏名住所は、〇 〇 〇 〇 氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇番地〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割字〇〇〇 〇〇番、〇〇番、〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番で、合計 5 筆 11,753 m²、利用権の種類は使用貸借、内容は畑、期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年であり、経営は酪農であります。

次に番号 4 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇〇 〇〇 氏、利用権を設定する者の氏名住所は、〇 〇 〇 氏 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇〇 〇〇番、〇〇番であり、合計 2 筆 5,186 m² 利用権の種類は使用貸借、内容は畑で期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年であり、経営は酪農であります。

次に番号 5 番、利用権の設定を受ける者の氏名は、〇〇〇 〇〇 氏、利用権を設定する者の氏名住所は、亡 〇 〇 〇 相続人代表 〇 〇 〇 〇 洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇〇、権利を設定する土地の所在、洋野町〇〇第〇〇地割 字〇〇〇 〇番〇であり、1 筆 7,528 m² 利用権の種類は使用貸借、内容は畑で期間は令和 2 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までの 10 年であり、経営は酪農であります。

以上、利用権設定に係る合計 20 筆 97,615 m²の説明とします。よろしくお願ひします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審査決定について、利用権設定番号 1 番から 5 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 2 号は、原案のとおり決定することに致します。

〇〇推進委員入室を許します。 （〇〇推進委員 午後 2 時 53 分入室）

.....
◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第5 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見を求めることについて、番号1番及び2番を一括上程いたします。

詳細について事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書13ページをお開き願います。

議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見を求めることについて、ご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙農用地利用配分計画案について、本委員会の意見を洋野町長から求められたものであり、先ほど議案第2号で審議決定いただきました、利用権設定2件について審議をお願いするものであります。

議案書 14ページをお開きください。15ページ16ページの利用権設定に係る番号1番から番号2番の農用地利用配分計画案総括表であります。

番号1番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 氏 〇〇市〇〇町〇〇第〇〇地割〇〇〇番、利用権を設定する者の氏名住所は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 理事長 〇 〇 〇 〇 氏 〇〇市〇〇町〇番〇号、利用権の種類は使用貸借権、内容は、普通畑、水田で期間は令和2年8月1日から令和12年6月30日の10年であり、合計11筆69,431㎡であります。

番号2番に係る利用権設定であります。利用権の設定を受ける者の氏名住所は、〇〇〇〇氏、洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地、利用権を設定する者の氏名は、〇〇〇〇法人 〇〇〇〇〇 理事長 〇 〇 〇 〇 氏で利用権の種類は使用貸借権、内容は、普通畑で期間は令和2年8月1日から令和12年6月30日までの10年であり、1筆3,717㎡であります。

総会提出資料17ページをご覧ください。番号1番の配置図であり、18ページは番号2番の配置図であります。21ページは番号1番 〇〇会社 〇〇〇〇に係る優先順位検討表で1番となっており、経営再開マスタープランでは、28ページ上から3段目のとおり肉用牛生産拡大で農地集積希望となっております。

30ページは番号2番 〇〇〇〇 氏に係る優先順位検討表で1番となっており、経営再開マスタープランでは、30ページ最終段落のとおり肉用牛生産拡大による牧草地拡大となっております。

以上説明と致します。よろしくお願ひします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、番号1番及び番号2番の質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、番号1番から番号2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見を求めることについては原案のとおり決定しました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第6 議案第4号 洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する訓令についてを上程します。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書 17 ページをお開き願います。

議案第 4 号 洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日施行された農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新たに農地利用最適化推進委員が設置されたことにより、所要の改正をしようとするものであります。

総会提出資料 36 ページをお開き願います。洋野町農地利用状況調査員設置要綱新旧対照表であり、太字部分において左側現行を右側改正後に改めようとするものであります。

議案書 17 ページ、改正本文に戻りまして、洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「この告示」を「この訓令」に改める。

第 5 条第 1 項中「地区を担当する」の次に「農地利用最適化推進委員または」を加える。

第 10 条第 1 項中「この告示」を「この訓令」に改める。

附則この訓令は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

以上、説明といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する訓令については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第 3 号 洋野町農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する訓令については、原案のとおり改正することに決定しました。

.....

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

◇議長（会長） 次に、日程第 7 議案第 5 号 洋野町農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについてを上程します。

詳細について、事務局の説明を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書 18 ページをお開き願います。

議案第 5 号 洋野町農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意を求めることについて、ご説明いたします。

住所 九戸郡洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇、氏名〇〇 〇氏について、令和 2 年 6 月 11 日付で一身上の都合により辞職願が提出されており、農業委員会等に関する法律第 23 条 1 項の規定の「正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とありますことから、同意を求めるものであります。なお、理由は〇〇〇〇〇〇〇〇な事情によるものであります。

以上、説明といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは直ちに同意を求めたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◇議長（会長） 異議なしと認め、議案第5号 洋野町農地利用最適化推進委員の辞任に関し同意することに決定しました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に日程第8 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について番号1番及び番号2番を一括上程いたします。詳細について事務局の説明報告を求めます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 事務局長。

◇事務局（事務局長） 議案書19ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてご説明いたします。

この報告は、農地法第6条第1項の規定により提出された農地所有適格法人報告書について、同法第2条第3項各号の規定に基づく要件を満たしているか確認した結果について、報告するものであります。

番号1番 報告年月日は令和2年6月9日、法人の住所・名称は洋野町〇〇第〇〇地割〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇、事業年度は平成31年4月1日から令和2年3月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 株式会社、事業の種類は酪農であり、要件全てが適となっております。

番号2番 報告年月日は 令和2年6月15日、法人の住所・名称は洋野町〇〇第〇地割〇〇〇番地 有限会社 〇〇〇〇、事業年度は 平成31年4月1日から令和2年3月31日、農地所有適格法人要件の法人形態は 有限会社、事業の種類は畜産業であり、要件全てが適となっております。

関係資料は総会提出資料37ページ38ページとなっております。

以上、報告といたします。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認についてを終わります。

.....

◎報告第2号の上程、説明、質疑

◇議長（会長） 次に日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から説明報告を致させます。

◇事務局（事務局長） 議長。

◇議長（会長） 局長。

◇事務局（事務局長） 議案書20ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、ご説明いたします。この報告は、農地法関係事務処理要領の相続等の届出に対し、受理不受理を決定し通知しなければならないとされているものであります。

届出のあった番号1番から5番の届出者の農地につきまして、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、受理通知書を交付したものであります。

また、権利を取得した事由は全て相続であり、あっせん希望も無しで提出されております。

なお、届出受理に係る関係資料は総会提出資料39ページから43ページとなっております。

以上、報告と致します。

◇議長（会長） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。 質疑ございませんか。

（「なし」の声）

◇議長（会長） 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告についてを終わります。

.....

◇議長（会長） これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第24回洋野町農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

令和2年6月25日 開 議

第24回洋野町農業委員会総会

議 事 録 署 名

会 長

5 番（長根山委員）

6 番（坂本委員）